○たつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和６年３月２５日
告示第４２号

（目的）

第１条　この告示は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、たつの市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

（支援内容）

第３条　この事業の支援内容は、前条の目的を達成するために、訪問支援員が第１号若しくは第２号又は第１号及び第２号に規定する支援を実施することを基本とし、対象家庭の状況に応じて第３号、第４号又は第５号に規定するものを包括的に実施するものとする。

（１）　家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

（２）　育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

（３）　子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）

（４）　市の母子保健・子育て支援施策等に関する情報提供

（５）　対象家庭の状況・養育環境の関係機関への報告

（支援対象者）

第４条　支援の対象となる者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条に規定する児童をいう。以下同じ。）の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（２）　食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（３）　若年妊婦、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

（４）　その他市長が支援の必要と認めるもの

（訪問支援員の要件）

第５条　訪問支援員は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、市長が適当であると認めたものとする。

（１）　次条に規定する研修を修了した者

（２）　次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第３５条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待又は児童福祉法第３３条の１０に規定する被措置児童等虐待を行った者

（訪問支援員の研修）

第６条　市長は、事業の目的、支援内容、支援方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等についての研修を実施する。

２　市長は、育児・養育支援を行う訪問支援員に対し、前項に規定する研修内容のほか、自動体外式除細動器の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を行う。

３　前２項の研修は、他の研修等の修了をもって習得したと市長が判断した項目は省略することができる。

（支援期間等）

第７条　この事業の支援を受ける内容及び期間は、児童福祉法第１０条第１項第４号の規定による支援計画に基づき作成する当該事業の支援計画にて定めるものとする。

（利用申請等）

第８条　この事業を利用しようとする者は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第９条　市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、訪問支援を実施する委託事業者（以下「当該事業者」という。）と調整した上で、利用を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知する。

２　市長は、前項の利用の決定をしたときは、子育て世帯訪問支援事業委託通知書（様式第３号）により、当該事業者へ通知する。

（利用決定の取消し等）

第１０条　市長は、この事業を利用している者（以下「利用者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、その利用決定を取り消し、子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第４号）により、当該利用者及び当該事業者に通知する。

（１）　第４条に規定する支援対象者に該当しなくなったとき。

（２）　利用の取消しを申し出たとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、この事業を利用させることが不適当と認めるとき。

（実施報告）

第１１条　訪問支援員は、毎月の支援の実施状況について、子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第５号）により、市長に報告する。

（費用の負担）

第１２条　市長は、別表に定める事業費単価を、当該事業者が提出する子育て世帯訪問支援事業費請求書（様式第６号）により、当該事業者に支払う。

２　利用者は、別表に掲げる区分に応じ利用者負担額を市長に支払うものとし、訪問支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際の実費相当額については、当該事業者に直接支払うものとする。

（補則）

第１３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月２２日告示第４２号）

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後のたつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）別表の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　新要綱の規定は、新要綱の適用の日以後の利用に係る事業費単価及び利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る事業費単価及び利用者負担額については、なお従前の例による。

附　則（令和７年５月１５日告示第６０号）

（施行期日）

第１条　この告示は、令和７年６月１日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

第２条　拘禁刑に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に

処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者とみなす。

別表（第１２条関係）

		１時間当たり	１件当たり
事業費単価		３，１４０円	１，８６０円
利用者負担額	生活保護世帯	０円	０円
	市民税非課税世帯	０円	０円
	市民税所得割合算額が７７，１０１円未満世帯	０円 ※４８時間／年を超えた場合、１時間当たり３１０円	０円 ※４８時間／年を超えた場合、１件当たり１８０円
	上記以外の世帯	７８０円	４６０円

様式第１号（第８条関係）

年　　月　　日

たつの市長　　様

申請者　住　　所
（利用者）氏　　名
電話番号　　（　　）

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

たつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第８条の規定により、本事業を利用したいので、下記のとおり申請します。なお、次のことについて同意します。

□　たつの市、委託事業者、その他関係機関において、本事業実施に係る個人情報の提供及び共有を行うこと。

□　本申請の審査に必要な範囲で、申請者の世帯構成員の状況についての調査及び課税台帳の閲覧のほか、必要事項の調査・確認をすること。

利用者氏名		性別	生年月日	年齢	続柄	職業
１			年　月　日			
２			年　月　日			
３			年　月　日			
４			年　月　日			
５			年　月　日			
６			年　月　日			
利用する期間		年　月　日から　年　月　日まで				
時間・回数		週　回　曜日／時　分から　時　分 時間／回				
健康状態等の特記事項						

※　下の欄は記入しないでください。（市記入欄）

	実施事業者	委託費	利用者負担額
決定・却下			
世帯区分	（１）生活保護　（２）非課税［９６時間／年以内・９６時間／年以上］ （３）所得割課税［４８時間／年以内・４８時間／年以上］　（４）一般家庭		

様式第２号（第９条関係）

第　　号
年　月　日

様

たつの市長　　印

子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

年　月　日付けで申請のありました利用について、下記のとおり決定したので通知します。

申請者（利用者）		
支援期間 時間・回数	年　月　日から　年　月　日まで 時間　回	
支援委託先	名称	電話　（　）
	所在地	
利用者負担額		
その他	１　期間を超えて支援が必要な場合は、再度申請書を提出してください。 ２　利用者において必要な医療費、買い物、送迎等の経費については、別途利用者の自己負担とします。 ３　利用者負担額は、指定日までに速やかにお支払いください。	

（教示）

この決定に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内にたつの市長に対して異議申立てすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内にたつの市（訴訟においてたつの市を代表する者は、たつの市長）を被告として提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

様式第３号（第９条関係）

第　　号
年　月　日

様

たつの市長　　印

子育て世帯訪問支援事業委託通知書

たつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第９条の規定により、利用を下記のとおり委託します。

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者
（利用者）</td><td>住所</td><td colspan="5">電話　（　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表
利用者名</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年
月日</td><td></td><td>性
別</td><td></td></tr>
<tr><td>利用期間</td><td colspan="5">年　月　日から　年　月　日まで　期間延長の場合
通算　日</td></tr>
<tr><td>時間・回数</td><td colspan="5">週　回　曜日　／　時　分から　時　分
時間　／　回</td></tr>
<tr><td>委託料</td><td colspan="5">時間分　円
回数分　円
計　円</td></tr>
</table>

様式第４号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

たつの市長　　印

子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

たつの市子育て家世帯訪問支援事業実施要綱第１０条の規定により、利用を下記のとおり取消します。

<table>
<tr><td rowspan="2">申　請　者
（利用者）</td><td>住所</td><td colspan="6">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年
月日</td><td colspan="2"></td><td>性
別</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">支　援　の　期　間</td><td>予定
期間</td><td colspan="7">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　日間</td></tr>
<tr><td>実施
期間</td><td colspan="7">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　日間</td></tr>
<tr><td>取　消　の　理　由</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

様式第５号（第１１条関係）　　年　　月　　日

子育て世帯訪問支援事業実施報告書（　　年　　月分）

たつの市長　　様

報告員（　　）

代表利用者名	日付	曜日	開始時間	終了時間	訪問時間数	支援内容			訪問支援員氏　名	援助や家庭の様子等について
						家事	育児	他		

様式第６号（第１２条関係）

子育て世帯訪問支援事業費請求書

金　　円

ただし、子育て世帯訪問支援事業費として、下記のとおり請求します。

内訳

申請者（利用者）	住所		
	氏名		
支援期間（受託期間）	年　月　日から　年　月　日まで 時間　回		
積算内訳	時間分	（委託料）　（委託時間数） 円×　時間＝　円	
	回数分	（委託料）　（委託日数） 円×　回＝　円	
	合計	円	

年　月　日

たつの市長　様

（請求者）
所在地
施設名
代表者名

振替口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協						金融機関コード			
支店名	本店・支店 出張所						店舗コード			
口座番号							口座種別	普通・当座		
フリガナ										
口座名義										

様式第１号（第８条関係）
様式第２号（第９条関係）
様式第３号（第９条関係）
様式第４号（第１０条関係）
様式第５号（第１１条関係）
様式第６号（第１２条関係）